

鳥取県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

智頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

北新見谷川(I-1-1-15-28)、堂ノ谷川(I-1-1-15-44)、背谷川(I-1-1-15-100)、下八河谷川(I-1-1-15-141)、倉谷川(I-1-1-15-149)、婦木谷川(I-1-1-15-171)、マア谷川(II-1-1-15-34)、ツヅラ谷川(II-1-1-15-38)、桑原川(II-1-1-15-72)、コウナ谷川(II-1-1-15-97)、田子谷川(II-1-1-15-109)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

智頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

早野B地区(I-570)、向山地区(I-600)、上市場F地区(II-2465)、酒銭田下地区(II-2512)、河津原C地区(II-2532)、岡向こう地区(II-2553)、樽見E地区(II-人工2006)、久志谷地区(III-4205)、久志谷B地区(III-4206)、沖代B地区(III-4207)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

智頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地すべり

(3) 土砂災害警戒区域の名称

智頭地区(42)、大呂地区(118)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)